

ベルント＝リューデガー・ゾネン「ラント再社会化法（LResoG）のモデル草案は望ましいか？」

九州刑事政策研究会

武内, 謙治
九州大学大学院法学研究院：教授

大谷, 彬矩
九州大学大学院法学研究院：助教

石田, 侑矢
九州大学大学院法学府：博士後期過程

他

<https://doi.org/10.15017/1833536>

出版情報：法政研究. 84 (1), pp.201-216, 2017-07-14. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University
バージョン：
権利関係：



資料

ベルント＝リューデガー・ゾネン 「ラント再社会化法（LResoG）のモデル草案は望ましいか？」

九州刑事政策研究会（訳）

I. 問題提起

本稿が捧げられるHans-Jürgen Kernerは、ドイツ保護観察協会（DBH）とドイツ少年裁判所・少年審判補助者連合（DVJJ）による公開文書において、政治とメディアに、少年犯罪や少年刑法との付き合いにおいて「[法律の]改正を計画するにあたり特に考えるべきことについての提案」を行い、次のように敷衍した。「日常において予防を効果的に形成するよりも予防を語るだけの方が時折簡単であったとしても……予防は、果敢に想像力をもって取り組むに値する創造的な要素を、はじめから含んでいる」。⁽¹⁾

創造的な要素が立法過程において強められうるのかどうか、それにしたがって実務上の扱いが成功の見込みをもって変更されうるかどうかが、以下の考察にとっての出発点である。

この問題は、25年前にすでに一度生じている。社会民主法律家協会（ASJ）の連邦委員会は、1988年に「自由剥奪を伴わない処分による犯罪行為者再統合のための法律の討議案——連邦再社会化法（BResoG）」を決定し、1990年にドイツ社会民主党（SPD）の連邦議員団がその草案を公聴会の対象としていた。この草案により、再社会化のためになされる社会内での社会的援助の原則が1977年の行刑改革に対置されるべきものとされ、国家による社会内におけるソーシャル・ケースワークが「後退したり、一般的な社会援助や民間の担い手に吸収されたりする」ことが阻止され

⁽¹⁾ Kerner DVJJ-Journal 4 (1997), 339-345.

るべきこととされた。行刑に代わっての（[現在、犯罪に対して] 反作用を行っていないものに代わっての、ではない）社会内の援助、そして司法領域におけるソーシャルワークを構造的な観点から改革することが、法案の本質的な目的であった。

連邦再社会化法計画に関する公聴会において専門的意見の最初の陳述者となったのが、Hans-Jürgen Kernerであった。Kernerは、冒頭、質問を発し、次のように、決まり文句のように回答を行った。

——刑罰に代えての、あるいは刑罰後の社会への再統合に関する法の状況は、不十分なのでしょうか？

そうです！

——広い意味における再社会化あるいは犯罪行為者援助、そして狭い意味におけるリハビリテーションの実際の状況は、満足させるものではないですか？

同じく、そうです！

——そのふたつの方向性で改善が必要でしょうか？

いうまでもなく、そうです！

——この目的へと向かうことは、法規範、とりわけ形式的な法律を新しくすることを通して、改善が期待できるものなのでしょうか？

犯罪学者としてお答え致します。限定的に、そして条件付きで、そうです。

Hans-Jürgen Kernerがむしろ疑念を抱いたのは、討議案の組織法の部分であった。⁽²⁾ この部分で、連邦再社会化法の討議案は、明らかに失敗した。特に、犯罪行為者援助と保護観察に関する連盟や団体、ワーキングチーム、専門家グループと実務の代表者たちが（関与した研究者とは異なり）草案を拒絶したのは、特に次のような理由からであった。すなわち、社会内の犯罪行為者援助の活動領域における改革は、法的な規定が欠けていたり、現在の構造に問題があつたりすることによつ

(2) 構造を刷新した司法ソーシャル・ワークの編成

一裁判所、検察庁および行刑に並ぶ独自の柱として、司法の枠組み内で、社会的な刑事司法の統一化が図られた社会内における専門的サービスを構築すること。

一統一化された「保護観察」のことで、従来の保護観察、裁判補助、行状監督、そして行刑のソーシャルワーカーによる釈放支援を法的に共同すること。

てではなく、[担い手となる] 人員の不足や、慢性化している過大な負担（事件数）、そして財政基盤が十分ではないことによって失敗している、という理由である。現在——2013年——新たにスタートを切ることを支持する理由があるであろうか。それは、2006年の連邦制度改革後は、ラントにおける再社会化法のモデル草案に関係せざるをえないはずである。

II. 政治の問題意識

ラント再社会化法にとって重要な領域（刑事手続における少年援助、設備）において、資源の基盤の改善を図ろうとする認識が政治にあることが明らかになっている。連邦首相によるアクチュアルな（2012年現在の）未来対談（Zukunftsdialog）の結果を記した記録をみると、資源の整備を改善することへの政治的な認識が明らかになる。

「公的な少年援助が活動している地方自治体の財政高権、そして2005年に法的に定められた少年局（Jugendamt）の統制責任（社会保障法典第VIII編36条a）は、実務では一部で、少年局が司法手続への協力から身を引き、社会教育上意味のある措置が行われなくなっている、という結果をもたらしている。予防的見地からすると、この後退は機能不全をもたらす。適切な社会教育の方法によって逸脱行動に対応する方が早ければ早いほど、犯罪キャリアの固化へと発展しない蓋然性がますます大きくなる。それゆえ、警察や司法が、当該事案において、公的な少年援助の協力を求めるよう促されたというのであればよいのであるが。少年援助を行う官庁は、司法との協働（社会保障法典第VIII編50条、52条）において任務を効果的に果たすことができるよう、地方自治体により財政や人の面でよりよく整備されなければなら
⁽³⁾ない」。

目的となるのは、児童の非行や少年犯罪、特に何回も逸脱行為に及び何度も当事

⁽³⁾ Ergebnisprotokoll des Zukunftsdialogs 2012. S. 98. www.dialog-ueber-deutschland.deからダウンロード。

者となっている、いわゆる若年の強固な行為者 (junge Intensivtäter) との付き合いにおいて、現場で所轄官庁が効果的に協働するということである。ラント再社会化法のモデル草案においては、目的の設定や再社会化に向けた支援の態様、形成の他に、地方で支援を行っている組織による個々の活動を学際的に調和させるような (Bernd Maericke⁽⁴⁾がいうような) 複合的な再社会化 (Komplexleistung Resozialisierung) を可能にし、地方のネットワークを連合体として定めるような規定が含まれていなければならないであろう。

III. 新たな法律と今日の法政策

2006年5月31日とそれから1月後の2006年6月30日という2つの日付は、とりわけこの5年間の新しい諸法、そして現在なされている法律の諸提案のシャッターボタンとなっている。2006年5月31日に、連邦憲法裁判所は、少年行刑法の必要性に関する判決を言い渡し、立法者に対し、そのための[立法を行うための]期間を2007年の終わりに設定した。2006年6月30日に、ドイツ連邦議会は、連邦制度改革を議決し、とりわけ刑罰、少年刑、拘禁および未決勾留の執行に関する立法権限を各ラントに移した。それ以降、再社会化のための多くのラント法を得ることができているものの、これらは、一部のみ相互に調和しているにすぎず、時折矛盾からも自由でなく、必ずしも100%、憲法の規準すべてに適合しているわけでもなく、法適用における地域差をむしろ優先させてもいる。上述の各法律は、すべて、司法執行、したがって施設内の領域に関係している。欠けているのは、社会内の領域でこれに対応する法律、もしくは施設内と社会内の再社会化を法律で結びつける総合的な構想である。ともかく、執行法においては、いわゆる統合的な再社会化 (integrierte Resozialisierung) のための接合点と接触面が明示されている。

⁽⁴⁾ Maelicke Integrierte Resozialisierung statt organisierter Beziehungsabbruch, in: DBH (Hrsg.), Kriminalpolitik gestalten: Übergänge koordinieren-Rückfälle verhindern, 2009, S. 16 (28); ders. Forum Strafvollzug 1 (2008), S.7-8; ders., Übergangsmanagement, in: DVJJ (Hrsg.), Achtung (für) Jugend, 28. DJGT Münster 2010, 201, S. 79ff.

⁽⁵⁾ Vgl. 法文集である „Recht der Resozialisierung“, 6.Aufl., 2011, hrsg. von Heinz Cornel.

1. 国家が執行の目的を達成するために必要となるような行刑を行わざるをえないのであれば、「釈放後の段階のためになされる援助とかみ合った釈放準備」もそれに属する。社会内のソーシャルワーカー（保護観察、行状監督）や少年局（少年審判補助）が被収容者の社会的・職業的な統合のために早い時期から施設と協働することは、アフターケアの措置を仲介することと同様に、この釈放準備に数えられる（ベルリン少年行刑法19条、21条を参照）。

2. 成人の行刑に関して、12のラントが扱っている行刑法のモデル草案によれば、社会への再編入を準備するためには、移行施設への滞在と、6ヶ月間までの長期外出 (Langzeitausgang) や6ヶ月前の仮釈放とのかかわりで必要になる緩和が、「在所者が自由刑の執行から離脱すること、または緩和が犯罪行為のために濫用されることが高い蓋然性をもって見込まれない限り」、確実に行われなければならない（2012年の行刑法モデル草案42条）。

3. 施設内における行刑への、そして行刑からの移行 (Übergang) の問題性は、（少年）行刑においてのみならず、少年拘禁の執行においても現れる。10のラントから支援されている、Schleswig-Holsteinにおける少年拘禁の執行に関する法律案（2012年少年拘禁法）では、施設が少年局、少年審判補助、ソーシャルワーカー、そして執行機関以外の機関、組織、個人および団体と協力を密にし、「協力によって執行目的の達成が促進されることができる」こと、そして、少年局や民間の少年援助の担い手と協力して、「釈放後措置が開始される際に」少年たちを援助することが、明確に予定されている（少年拘禁法6条、13条）。Rüdiger Wulfは、2010年に、ラントのレベルにおける施設内での社会訓練に関する法律のために独自の討議案を公表し、一貫した支援を行うための規定を置くことを推奨した。それは、「一貫した支援を確実にするために、少年は、最初から、そして施設内での社会訓練の全期間を通して、出所後も彼らに対して責任をもつことができる職場を得るよう面倒をみられるものとする」（討議草案12条）、というものである。

(6) BVerfG, Urt.v.31.5.2006, BVerfGE116, 69ff. (Rn.61)=NJW2006, 2093ff.=ZJJ2006, 193ff.

(7) HK-JGG/Wulf, 1. Aufl 2011., §90 Rn. 18.

4. 拘禁の回避や短縮といったスローガンをもつ未決勾留執行への、そしてそこからの経路は、いわゆる移行マネジメント (*Übergangsmanagement*) の対象領域もしくは接触面である。未決勾留の執行に関する相互に調和を図られたラント法では、「社会内における援助措置を行うことができる」執行関係の外にある施設や人との緊密な協働が、強調されている。特に相談 (Beratung) は、「未決勾留にさらに付きされることを回避するよう尽力する」施設外のポストにある者や施設を指名するようにするものとされている (Berlin, Bremen, Hamburg, Mecklenburg-Vorpommern, Rheinland-Pfalz, Saarland, Sachsen, Sachsen-Anhalt, Thüringenの未決勾留執行法 6 条)。司法執行法典第 2 卷32条によれば、このことは、Baden-Württembergでも妥当している(「さらなる未決勾留の回避に尽力し、または特に社会的もしくは総合的な問題状況において援助を提供する」ポスト)。Niedersachsen司法執行法134条 b によれば、裁判所、検察庁そして執行官庁間の協働は、「勾留回避を可能にする」ことにも寄与する。

様々な「執行」(執行態様)に関するラント法は、いずれも、執行への経路と執行からの経路において、社会内での再社会化へとつなぐ接続ラインを示している。これは、ラント再社会化法における協力もしくは移行のために、革新的なものとして特に強調して際立たせられるべきものであろう。

IV. 犯罪学上の基礎づけ

Winfried Hassemer⁽⁸⁾により極めて美しく表現された三和音(「刑法からの正義、犯罪学からの真実、そして刑事政策からの実践理性の相互調和……」)にしたがえば、いまや、ラント再社会化法では、後二者の観点が問題となっている。それは、少年行刑法に関する連邦憲法裁判所の判決においても強調されたものであり、一般的な妥当性が求められるべきものである。立法者は、執行実務の現場にある経験知をも含めて、手もちの情報を使い尽くさなければならず、学術水準に沿わなければなら

⁽⁸⁾ Hassemer Kriminologie – Strafrecht – Kriminalpolitik, in: Pilgram/Prittitz (Hrsg.), Kriminologie, 2005, S. 19-42; 彼は「実に至福の地」であると続けている (S. 19)。

ない。これには、特に再犯頻度の確認や評価づけが属する。⁽⁹⁾連邦規模で行われた2004年から2007年までの再犯調査によれば、再犯頻度は、新たな有罪言渡しの次のような像を示している。⁽¹⁰⁾

一般刑法	= 30%
保護観察なしの自由刑	= 48%
保護観察つきの自由刑	= 38%
罰金刑	= 28%
少年刑法	= 31% (41%)
保護観察なしの少年刑	= 66% (69%)
少年拘禁	= 59% (64%)
保護観察つきの少年刑	= 60% (62%)
社会内処遇	= 45% (51%)
ダイバージョン	= 24% (36%)

再犯可能性が釈放後最初の6ヶ月間に特に高いことを考慮すれば、移行の成功を約束する好機は、特に潜在的な被害者に関心を寄せることがある。そのようなデータは——連邦憲法裁判所が説得的に表現しているように——「科学的、政策的な知見の獲得、そして最良の解決策の模索をうながさせ、民主的な責任を妥当させるよう⁽¹¹⁾する開かれた議論」に資する。犯罪に対する恐怖が溢れかえり、メディア報道が劇化されている状態から解放された犯罪状況の現実の像を手に入れて、より大きな厳しさを求める場合に二度熟考すること、すなわち結果志向で、代替的な方法を熟慮することも、民主的な責任に属する。「改善活動 (Besserungsbetrieb)」という見

⁽⁹⁾ BVerfGE 116, 69 (99-Rn.62 und 64).

⁽¹⁰⁾ *Jehle/Albrecht/Hohmann-Fricke/Tetal Legalbewährung nach strafrechtlichen Sanktionen, 2010* (hrsg. vom Bundesministerium der Justiz). 少年刑法に関する括弧内の数字は、少年裁判所法に基づくダイバージョンによる登録をさらに考慮したものである。

⁽¹¹⁾ BVerfGE 116, 69 (99-Rn.64).

⁽¹²⁾ 「二度の熟考法 (think-twice-Methode)」に関しては、*Schüller-Springorum Kriminalpolitik für Menschen, 1991*, S. 14, 139, 207, 281.

出して、SPIEGEL 2/2013において、「閉じ込めに替わる再社会化」というスローガンに関して、新たな法律がラントの広い部分で効率的かつリベラルな司法執行を基礎づけうこと——そして、犯罪行為者や行刑に対する市民の眼差しが、ますます非理性的になっていることが報じられている。それは、多くの市民にとってのバケモノ、といったような眼差しのことである。同時に、連邦内務省と連邦司法省によって編纂され、そのためいわば公的なものとなっており、特にHans-Jürgen Kernerも共同作業に加わった2006年の第2次治安レポート (Zweiter Periodischer Sicherheitsbericht) は、ドイツが世界で最も安全な国の一つであることを根拠づけている。第2次治安レポートが目標としているのは、「政治、学問、社会間の対話において、成果が豊かな刑事政策のために最良である解決のアプローチにつき事実に基づく議論を促進すること」⁽¹³⁾にある。「特に重要な結論に属するのは、われわれが暴力に対して敏感となっており、[統制機関への]届出を行う準備もしばしばしている、ということである。このことで根拠づけられる犯罪の増加は、部分的なものに限られる。暗数のデータを考慮した場合に示されるのは、主観的な認識とは逆に、過去数年間における（とりわけ傷害の犯罪に関する）明数の傾向からは「われわれの社会において暴力が一般的に増加しているとはいえない」ということである。⁽¹⁴⁾（度重なる）頻回・強固な行為者 (Mehrfach- und Intensivtäter) としての若年者による犯罪行為の重大な形態が増加しているということも、裏づけられない。⁽¹⁵⁾ 2007年にFreiburgで行われた少年裁判所会議の場で、Hans-Jürgen Kernerは、このテーマについて、「機会犯罪と犯罪キャリアの間にある少年犯罪—制裁、処遇、そして促進の必要性と可能性、限界に関する総括」との題名でオープニングの講演を行い、自立と自己決定、そして自己効力感 („agency“) に関する能力と意思についてのアングロ・アメリカにおける新しい研究を示した。それによれば、頻回行為者・当事者であったとしても、いわゆるターニングポイント（転換点）への新たな方向づけを通して刑

⁽¹³⁾ 2. Periodischer Sicherheitsbericht (PSB) 2006, S. XLII.

⁽¹⁴⁾ 2. PSB 2006, Kurzfassung, S.18.

⁽¹⁵⁾ 2. PSB 2006, S. 354. 制裁実務と処罰主義 (Punitivität) に関するアクチュアルな議論として、Dünkel in: Bannenberg/Jehle (Hrsg.), Gewaltdelinquenz – Lange Freiheitsentziehung – Delinquenzverläufe, 2011, S. 209–243; Heinz ZJJ, 2 (2012), 129–147; Streg ZJJ 2 (2012), 148–157.

⁽¹⁶⁾ Kerner in: DVJJ (Hrsg.), Fördern – Fordern – Fallenlassen. Dokumentation des 27. Deutschen Jugendgerichtstags 2007 in Freiburg, 2008, S. 31–53.

法による社会コントロールの円環から離れることができる。この基礎にあるのは、（ドイツでは）未だ集中しては議論されていない「認知を通した再社会化 (Kognitive Resozialisierung)⁽¹⁷⁾」という理論モデルである。これは、ラント再社会化法にとっても有意義であるはずのものであろう。未だ完全には完了していない若年者の発達過程において本質的な要素となるのは、次のようなものである。

- 支える力のあるパートナーシップを構築すること
- 依存症の問題を克服すること
- 教育、労働、および就業へ（再）参入すること⁽¹⁸⁾
- （マイナスの）同輩集団から離れること

そして、それに伴って、新たな個人的、社会的な資本を構築すること、である。

V. 国際準則

すでにくり返し引用されている少年行刑法の必要性に関する2006年5月31日の連邦憲法裁判所決定は、実に洗練された説得力のある方法で、国連や欧州評議会の機関の枠組みで議決された関連する基準や勧告に含まれている人権関連の国際法や国際基準から、「ソフト・ロー」として実際に・法律上拘束力がないということを抜き取ることに、成功している。国際基準や国際的な水準が顧慮されず、またはそれを下回る場合、「憲法の要求に適う形で被拘禁者の利益の重要さを考慮していないこと」が示唆されうる、というのである。⁽¹⁹⁾ここでは、単純に「傍論」が問題となっているのでは、決してない。間接証拠の構造 (Indiz-Konstruktion) を基本権に関連づけることを通して、言及した基準もしくは水準は、わたしたちの国内法にとっての審査基準、または、例えば（ラント）再社会化法のような新たな法の基礎になるの

⁽¹⁷⁾ Kerner (Fn 16), S.52.

⁽¹⁸⁾ 正当なことにKernerは、犯罪行為者は単純な仕事であっても統合にとって意味のあるものとして感じうるし、また實際にもそう感じることを強調している。

⁽¹⁹⁾ BVerfGE 116, 69 (99-Rn.63).

⁽²⁰⁾ しかし、Morgenstern BewHi 3 (2012), 213 (234) は、それにもかかわらず、引用部分により、あるいはその部分において「挙げられた水準を大幅に引き上げること」を是認している。

である。

ここで特に重要なのは、「制裁または措置を受ける少年の法違反者のための欧州規則」と2008年11月5日の欧州評議会勧告Rec (2008) 11、そして2010年1月20日の保護観察の原則に関する欧州評議会勧告が、社会内「処遇」の領域に関して、欧州刑事施設規則に関する2006年1月11日の欧州評議会勧告Rec (2006) 2と対をなしているということである。

つまり、少年の法違反者とのつきあいに関して、われわれは、社会内と施設内とを統一的に統合する再社会化の根拠をもっている。その一方で、対象者が少年でない場合、共に越境しあうような観点が、まずもって2010年の欧州プロベーション規則と2006年の刑事施設規則との対置を通して、結晶化されなければならない。総合的に判断すれば、国際水準を下回っていないラント再社会化法に関するモデル草案の基礎は、非拘禁的措置を通して、執行法（行刑、少年行刑、少年拘禁の執行、未決勾留の執行、保安監置の執行）との等価物になるべきである。共通の目的は、犯罪行為の阻止にある。このことは、確実な収容によって整然とした刑事訴訟手続を確保し、「さらなる犯罪行為の危険性」に対応する（12のラントの代表としてベルリン未決勾留執行法第2条）という課題をもつ未決拘禁にもあてはまる。社会内処遇の領域に関して、プロベーション規則の第1号は、「犯罪行為者を（不可避的なコントロールも含んで）監督し、指導し、支援するために、そして、彼らの社会的な編入を促進するために、犯罪行為者と積極的関係性を構築する」という方法によって、再犯の危険性を減少させることを目的として謳っている。「保護観察は、それにより、⁽²¹⁾ 共同体の安全、そしてバランスのとれた司法に寄与する」と。2006年の連邦憲法裁判所がすでに明確にしていたように、社会への統合という目的とさらなる犯罪行為から公衆を守ることとの間に、対立はない。社会の安全は、特に潜在的な被害者に関しては、（再）社会化を成功させることで達成される。この背景を前にもしても、国際的にはRec (2008) 11で挙げられている比例性、個別化、非差別、継続的なケア、周辺の地域社会の取り込み、十分な資源の準備という広範囲にわたる諸原則とな

⁽²¹⁾ 英語版では、“Probation thus contributes to community safety…”となっている。欧州評議会の保護観察規則は、BewHi 3 (2012), 255-271（ドイツ語訳）に掲載されている。

⁽²²⁾ 保護観察は、（明文による定義によれば）法律で規定された、犯罪行為者に課される社会の中ににおける制裁および措置の実施と関係する。

んで、最小限度の介入という原則、そして、そのために拘禁を回避したまは短縮するという原則が、強調されるべきである。(「手段の不足を、基本権および人権の侵害を正当化する事由とすることは、決して許されない」。Rec (2006) 2 第19号および第4号)。

2002年のDVJJ第二次少年刑法改正委員会も、同様に、少年刑事手続のために少年裁判所法において整理された次のような形式で中心的な原則を取り上げることを、すでに提案していた。すなわち、参加の原則(北京ルールズ14.2)、助成の原則、裁判所外の紛争規整の優先、不利な地位に置かれない原則、補整の原則、迅速性の原則、そして専門性の原則(学際的な姿勢、少年援助と司法との改善されたコミュニケーションと協調)⁽²³⁾である。

VI. 新たな観察結果

連邦憲法裁判所は、2006年5月31日の判決において、「執行の法的形成にあたり可能な限り現実に適った想定と予測を基礎に置くこと」を立法者に義務づけた。この仮定と予測は、将来においても作用し、場合によっては修正に至らざるをえないようなものである。⁽²⁴⁾

2つの新しい研究調査が、このテーマにとって特別な意義をもっている。

1. 「ハンブルクにおける施設内および社会内の再社会化の適正化」の最終報告書、⁽²⁵⁾2010年

Bernd Maelickeを代表とする、12人の実務家と1人の大学教員からなる専門委員会は、2009年に、「再犯の回避と社会統合を基準として、従来の構造・手続・結果の質の実効性と効率性」を総括して、社会内・施設内の再社会化にかかる全ての制度を分析することと、この基礎に基づいて、分野を横断して協調を図るための、そして短期・中期・長期にわたり制度を適正化するための実践的な提案と勧告を行う

(23) DVJJ (Hrsg.), Vorschläge für eine Reform des Jugendstrafrechts, DVJJ-Extra Nr. 5, 2002.

(24) BVerfGE 116, 69 (99-Rn.64).

(25) DBH (Hrsg.), Vernetzung statt Versäulung, DBH-Materialien Nr. 65, 2010.

ことを、委託された。関係する全ての機関とその機関に所属する専門職員・指導的立場にある職員が、現場視察に際して行われた集団討論の(部外の司会者のもとで)メンバーに加えられ、6つの研究会と1つの専門会議、そして終日にわたる15の委員会会議でグループの討論に参加した。出口の状況と改善のニーズとを対置することで最終的に明らかにされたのは、特に再社会化のアクター、被害者志向、統合による再社会化の指導基準、制度の発展、法律の規定の必要性に関する100を超える提案と勧告である。確認されたのは、執行、司法ソーシャルワーク、釈放時の支援、民間の犯罪行為者援助、連邦雇用庁、社会保険・社会援助の担い手、そして他の官庁または民間の担い手が交錯する領域において、「拘束力をもつ法的な行為の基礎の⁽²⁶⁾発展が遅れている」ことである。個人に依存した非公式な、そしてそのために拘束力のない協力の申し合せだけでは、いわゆる釈放のくぼみ (Entlassungsloch) ができるのを阻むことができず、釈放後の最初の6ヶ月間に特に高い再犯のおそれを減少させることができない。そのために学際的な専門家グループは、ラント再社会化法を念頭に置いて、ラント法上の規定のための提案を提出したのである。⁽²⁷⁾

2. 行刑とアフターケアの間にある少年のための移行のマネジメント—実務のためのハンドブック、2012⁽²⁸⁾

このドイツ保護観察協会 (DBH) とドイツ少年協会 (DJI) との協同計画の出発点となっているのは、ここでもまた、不自由な状態から自由な状態への移行（そして逆の場合）が準備なしに、唐突で付添なしに行われる場合、とりわけ再犯率が高くなる、ということである。個別の「灯台となる計画」(Leuchtturmprojekt) では、[社会内処遇と施設内処遇の] 交錯領域において移行マネジメントを協働して行うことの有効性が証明されているにもかかわらず、統合による再社会化の「相互に噛み合った」全体的構想が欠けている。この点で、適切なことに、共同計画（2009年から2012年）の表題は、「行刑から労働市場と自立した生活に移る少年および若年成人のための移行マネジメントの戦略と方法—問題領域と『試行事例でみる移行の手

⁽²⁶⁾ DBH (Fn.25), S.104.

⁽²⁷⁾ DBH (Fn.25), S.105.

⁽²⁸⁾ DBH (Hrsg.), Übergangsmanagement für junge Menschen zwischen Strafvollzug und Nachbetreuung, DBH-Materialien Nr. 68, 2012.

引き』』といふものになっている。全ラントで30を超える計画が、インターネットを通した実務データベースSINTEGRA⁽²⁹⁾を用いて、実務ハンドブックのために記録できている。例えば、InStar——Mecklenburg-VorpommernにおけるIntegrale Straffälligenarbeit[統合的な犯罪行為者支援活動]、ArJuS——HessenにおけるArbeitsmarktintegration für jugendliche Strafentlassene [少年の被釈放者のための労働市場への統合]、Schleswig-Holsteinにおける刑事施設在所者のための釈放準備と被釈放者のためのアフターケアを行うためのAQUA-PLUS (Arbeit, Qualifizierung und Integrations-Coaching [労働、資格取得および統合のためのコーチング])、そして、ネットワーク戦略を通して関係性の崩壊や支援の欠落、支援のだぶりを避けるためのその他のモデル・プロジェクトである。ひとつの「灯台」になっているのは、学術調査を伴ったNordrhein-WestfalenのMABIS-NeT (Marktorientierte Ausbildungs- und Beschäftigungsintegration für (ehemalige) Strafgefangene[(元)受刑者のための市場へ向けた教育・職業活動を通した統合])である。Wirthは、行刑における労働市場に近接する資格、労働市場を志向した釈放準備、そして職業活動を促進するアフターケアの要素をもつ職業を通した再統合を図るための3つの柱からなる戦略を展開している。⁽³⁰⁾ 労働市場における統合を図るための移行のマネジメント⁽³¹⁾を通してどのような成功の見込みがあるのかを、下の表は示している。

行刑	釈放後の仕事	再犯率
職業上の資格付与=あり	あり (職業教育に適ったもの)	32.8%
職業上の資格付与=あり	なし (無職)	80%
職業上の資格付与=なし	なし (無職)	90%

⁽²⁹⁾ SINTEGRA=Soziale Intergration marginalisierter Jugendlicher [周縁に追いやられた少年の社会的統合]。これは、Kölnのネットワーク・プロジェクト「再社会化と社会的統合 (Resozialisierung und soziale Integration)」(RESI) でも、引き合いに出されている。これについて、現在、Hans-Joachim Plewigにより付隨して行われた学術調査の最終報告書が、2012年11月6日に提出されている。

⁽³⁰⁾ Wirth in: DBH (Fn.28), S.121 (128).

⁽³¹⁾ Wirth Forum Strafvollzug 2 (2009), 75ff.

総じて、DBHとDJIとの共同計画では、移行マネジメントに含まれる制度が協働して行われていないことが、確認された。欠けているのは、規準にしたがった、つまりは標準となる進行を定めている、明確な規程と規則、特にデータの交換に関するそれ、である。これに相当する規則を、ラントの立法者は、創設しなければならないであろう。⁽³²⁾

VII. ラント再社会化法モデル草案のための礎石

専門家の連盟であるドイツ保護観察協会のハンドブックには、釈放・移行のマネジメントを行う際の問題領域が挙げられた後、犯罪行為に及んだり拘禁を解かれた若年者の学業・職業上の統合を成功させるための、いわば積極方向に転換させる20の要因が挙げられている。それに属するのは、次のような事柄である。

—協働および関与する全関係者間の協力を基礎として規律するアフターケアの基準の形成、そして

—移行マネジメント——拘禁の最初の日から、必要な責任を引き受けることができるパートナーと後に管轄をもつことになる機関すべてを含めて——の法的な固定。⁽³³⁾

紹介した2つの調査研究で新たに観察された結果は、要するに、ラント法により規整することを支持するものである。しかしながら、それは、Kernerが「限定期的に、そして条件付きで、そう」であると答えた、新たな法規範を通してのみ改善できるかという最初に立てた質問の場所にとどまっている。新しい法律が単に象徴的な意味を獲得するにとどまったり、ただ好ましいと思われるだけのものであったりするはずのものでないというのであれば、それは実務で「生きる」ように転換されなければならない。そのために、われわれは、ドイツ保護観察協会のハンドブックにおいて締め括りとして、「どこで、どのように、なぜ、……行刑から自由な生活への移行にあたり改善ないし最効率化がなされなければならないのかが、根気強く明らか

⁽³²⁾ DBH (Fn.28), S.16, 23, 268.

⁽³³⁾ Schreier in: DBH (Fn.28), S.254, 265.

にされる（されなければならない）！」と主張したのである。⁽³⁴⁾

答えは、実務の新しい観察結果、犯罪学の基礎、国際規準への適合性、現在の法政策の展開、そして、社会的な統合の成功が（再度の）犯罪から潜在的な被害者を守るという（確かに強まっている）意識から、出てくる。

ラント再社会化法のモデル草案は、少なくとも次の礎石となる基本要素を含むものであるべきであろう。⁽³⁵⁾

1. 目的規定（犯罪を防ぐための自由を剝奪しない処分による再統合）
2. 再社会化のための援助の方法
3. 援助の形成（比例性、一貫性、損害回復性）
4. 援助の実行（援助の遂行者の調整と協力、複数の専門領域にまたがり、調和され、地域にネットワークを張った最大限の直接的な（ケースマネージャーによる）援助の提供、移行のマネジメント、事後の援助、危機介入、評価）
5. 法的救済
6. 担い手、組織、設備（移行のための施設、社会統合センター）
7. データ保護
8. ラントの諮問委員会、再社会化のための基金、犯罪学研究
9. 最終規定

【訳者附記】

本稿は、*Bernd Riideger Sonnen: Empfiehlt sich ein Musterentwurf eines Landesresozialisierungsgesetzes (LResoG)?* in: Klaus Boers, Thomas Feltes, Jörg Kinzig, Lawrence W. Sherman, Franz Streng, Gerson Trüg (Hrsg.): *Kriminologie – Kriminalpolitik – Strafrecht. Festschrift für Hans-Jürgen Kerner zum 70. Geburtstag, 2013, Tübingen, S.471–483*の翻訳である。本翻訳中で（）を付したものは原註であり、〔〕を付したものは理解を助ける意図から訳者が補充し

⁽³⁴⁾ Schreier in: DBH (Fn.28), S.269.

⁽³⁵⁾ Vgl. Cornel Empfehlung für ein Brandenburgisches Resozialisierungsgesetz, NK 4 (2011), 127–136.

たものである。

原著者であるBernd-Rüdeger Sonnen氏は、Hamburg大学元教授であり、1998年から2010年までドイツ少年裁判所・少年審判補助者連合（DVJJ）の会長を務めた。翻訳の申出に対しご快諾頂いた上、訳者への支援を惜しまれなかったSonnen氏のご厚意に、この場を借りて、お礼を申し上げたい。

本論文のテーマとなっている施設内・社会内処遇間の移行マネジメント（Über-gangsmanagement）とラント再社会化法の制定は、現在ドイツの刑事政策において実務と学理の双方において重要な問題となっている。ラント再社会化法の制定は、現実の動きとなっており、原著者も参画する研究者グループが討議案を2015年に公表しているほか（Heinz Cornel, Frieder Diinkel, Ineke Pruijn, Bernd-Rüdeger Sonnen, Jonas Weber: Diskussionsentwurf für ein Landesresozialisierungsgesetz, Mönchengladbach 2015）、幾つかのラントでは、再社会化法制定に向けた動きがみられる。この討議案については、現在翻訳を準備中である。

（武内謙治・大谷彬矩・石田侑矢・冠野つぐみ訳）